

第51条 ユニット型指定介護老人福祉施設に対する第6条、第25条、第28条、第29条、第33条及び第41条の規定の適用については、第6条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあり、及び第33条中「運営規定」とあるのは「第49条に規定する重要事項に関する規程」と、第25条第2項中「この章」とあるのは「この章(第51条第2項に規定する規定を除く。)及び次章」と、第28条第2項中「の処遇」とあるのは「に対する指定介護福祉施設サービスの提供」と、第29条第1項中「入所定員」とあるのは「ユニットごとの入居定員」と、第41条第2項第3号中「第14条第5項」とあるのは「第45条第7項」とする。

2 第3条、第5条、第14条、第16条、第17条、第19条第1項、第27条及び第28条第1項の規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設には適用しない。

第4章 雜則

(補則)

第52条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 平成15年4月1日前から引き続き存する指定介護老人福祉施設(同日以後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。)は、ユニット型指定介護老人福祉施設でない指定介護老人福祉施設とみなす。ただし、当該指定介護老人福祉施設が、第3章に定める基準を満たし、かつ、その開設者がその旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

健康長寿課介護支援室

旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例をここに公布します。

平成24年10月11日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第54号

旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例 (趣旨)

第1条 この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)附則第35条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号。以下「旧法」という。)第110条第1項及び第2項の規定により、指定介護療養型医療施設(旧法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。)の従業者、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(基準)

第2条 指定介護療養型医療施設における指定介護療養施設サービ

ス(旧法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養施設サービスをいう。第3号において同じ。)の提供に関する次に掲げる記録の保存期間は、5年間とする。

(1) 入院患者に対する身体の拘束その他の行動を制限する行為を行った場合におけるその態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びにその理由の記録

(2) 入院患者又はその家族から受け付けた苦情の内容等の記録

(3) 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により事故が発生した場合における当該事故の状況及び当該事故に際して採った措置についての記録

2 指定介護療養型医療施設の設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。

3 入院患者の食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとするよう努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営に関する基準は、平成25年3月31日において当該指定介護療養型医療施設が従うべき当該基準の例による。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

健康長寿課介護支援室

介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例をここに公布します。

平成24年10月11日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第55号

介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 介護老人保健施設(第3条-第41条)

第3章 ユニット型介護老人保健施設(第42条-第51条)

第4章 雜則(第52条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第97条第1項から第3項までの規定により、介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「ユニット型介護老人保健施設」とは、施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室(当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。第47条において同じ。)により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。)ごとに入居者の日常生活が営まれ、その者に対する支援が行われる介護老人保健施設をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義による。

第2章 介護老人保健施設